

令和4年度 公益財団法人秋田県女性会館 第1回評議員会議事録

1 日時 令和4年6月22日(水)午後1時30分から午後3時30分まで

2 会場 秋田県女性会館 第1実技研修室(アトリオン5階)

3 出席者 評議員現在数4名 定足数3名

[評議員出席者] 評議員 相場 郁子 評議員 井上 栄
評議員 佐々木 正 評議員 高橋 静子

(以上4名)

[理事出席者] 代表理事 高山万紀子 業務執行理事 庄内公子(以上2名)

[監事出席者] 監事 小林章 監事 川越よし子(以上2名)

4 議題

[決議事項]

第1号議案「令和3年度公益財団法人秋田県女性会館事業報告」について

第2号議案「公益財団法人秋田県女性会館財務諸表等(案)」について

第3号議案「公益財団法人秋田県女性会館の資産の取り崩し(案)」について

[報告事項]

①「講座運営の現況について」

②その他

5 議事の経過の概要及びその結果

出席した評議員に了解された事務局案により、佐々木正評議員が議長となり、本評議員会は、定款第18条の規定に定める定足数を満たしており、適法に成立し、決議できる条件を満たしていることを確認した。

なお、定款第21条による議事録署名人については、議長が出席評議員の同意を得て、相場郁子評議員と高橋静子評議員を選出し議事に入った。

[決議事項]

第1号議案「令和3年度公益財団法人秋田県女性会館事業報告」について

第2号議案「公益財団法人秋田県女性会館財務諸表等(案)」について

第1号議案及び第2号議案は連動しているので一括して審議する旨、議長説明があり出席評議員全員の承諾のもと、第1号議案について代表理事、第2号議案について業務執行理事より資料に基づき一括して説明が行われた後、小林監事より事業及び収支会計に関する監査の結果が適切であったとの報告があった。その後質疑が行われ、第1議案について出席評議員全員一致により了承された。第2号議案について貸借対照表(案)正味財産増減計算書(案)財務諸表に対する注記(案)財産目録(案)についてそれぞれ原案のとおり出席評議員全員一致により承認された。

第3号議案「公益財団法人秋田県女性会館の資産の取り崩し(案)」について

第3号議案について資料に基づき業務執行理事から説明が行われた後、代表理事から基本財産500万円(定期預金)を取崩し、調整資金に200万円を繰入れ、残金300万円を基本財産に定期預金として戻し入れた経緯について説明が行われた。この後、質疑が行われ、基本財産取り崩しにあたっては、公益事業にのみ支出することを明記すること、今回の基本財産取り崩しで基本財産が300万円となり令和4年度で財政立て直しができなければ、女性会館の閉鎖について

て、ソフトランディングする方策を考えなくてはならない所に来てしまった、まさに背水の陣を敷くつもりで経営改善に取り組むことを確認し、当該議案について出席評議員全員一致により承認された。

以上、この議事録が正確であることを証明するために、議長並びに議事録署名人は次のとおり署名押印する。

令和 4 年 7 月 25 日

議 長

佐々木 正 

議事録署名人

相場郁子 

議事録署名人

高橋静子 

